

## 1. 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期） p.31

「標準保険税率どおりの税率で賦課し、標準的な収納率を達成したにも関わらず収納不足が生じた（市町村の責めに帰さない）場合などの対応は、改めて検討することとします。」

## 2. 問題意識

第3期国保運営方針p.31に記載の状況が生じた際の対応について、現時点における国の見解は以下のとおり。

- ◆ 現時点において具体的な見解は持ち合わせていない。
- ◆ 問題意識は抱いているが、現時点においては、県財政安定化基金貸付事業によって不足額を補填するほかないと考えている。

県財政安定化基金貸付事業を活用する場合、原則、貸付年度の翌々年度以降の3年間において、保険税を財源として償還を行う。

これが市町村の責めに帰さない事由によるものである場合、当該市町村の保険税の上昇という形で転嫁されることは適当ではないため、他の対応方法を検討する必要があると考える。

## 3. 検討が必要な事項

- ① 「市町村の責めに帰さない事由」の定義
- ② 市町村の責めに帰さない事由による納付金の財源不足への対応方法

- ③ 第3期国保運営方針の中間見直しへの反映方法

## 4-1. 対応案（「市町村の責めに帰さない事由」の定義）

納付金等の算定年度 = n年度とする。

### (1) 標準的な収納率を達成したにも関わらず納付金の財源不足が生じる要因

項目	納付金等算定時の見込みよりも実際の数値が小さい場合の影響
被保険者数	均等割の保険税収入が不足する要因となる。
所得水準	所得割の保険税収入が不足する要因となる。
市町村向け公費	市町村に交付される公費をそのまま納付金に加算する性質であるため、差額分もそのまま財源不足額となる。

※ 診療費や都道府県向け公費について、納付金等算定時の見込みよりも実際の数値が小さくなった場合は、市町村ではなく、県の財源不足の要因となる。

いずれを「市町村の責めに帰さない事由」として定義づけ、納付金の財源不足の要因が発生した際の対応方法を検討するか。

### (2) 対応案

**市町村向け公費について、納付金等算定時の見込額と実際の金額に乖離が生じたことによる納付金の財源不足を「市町村の責めに帰さない事由」として定義づける。（ただし、被保険者数及び所得水準が影響する税収部分についても、財源不足が生じる可能性を極力なくす仕組みは検討する。）**

#### 【市町村向け公費の乖離を「市町村の責めに帰さない事由」として定義づける理由】

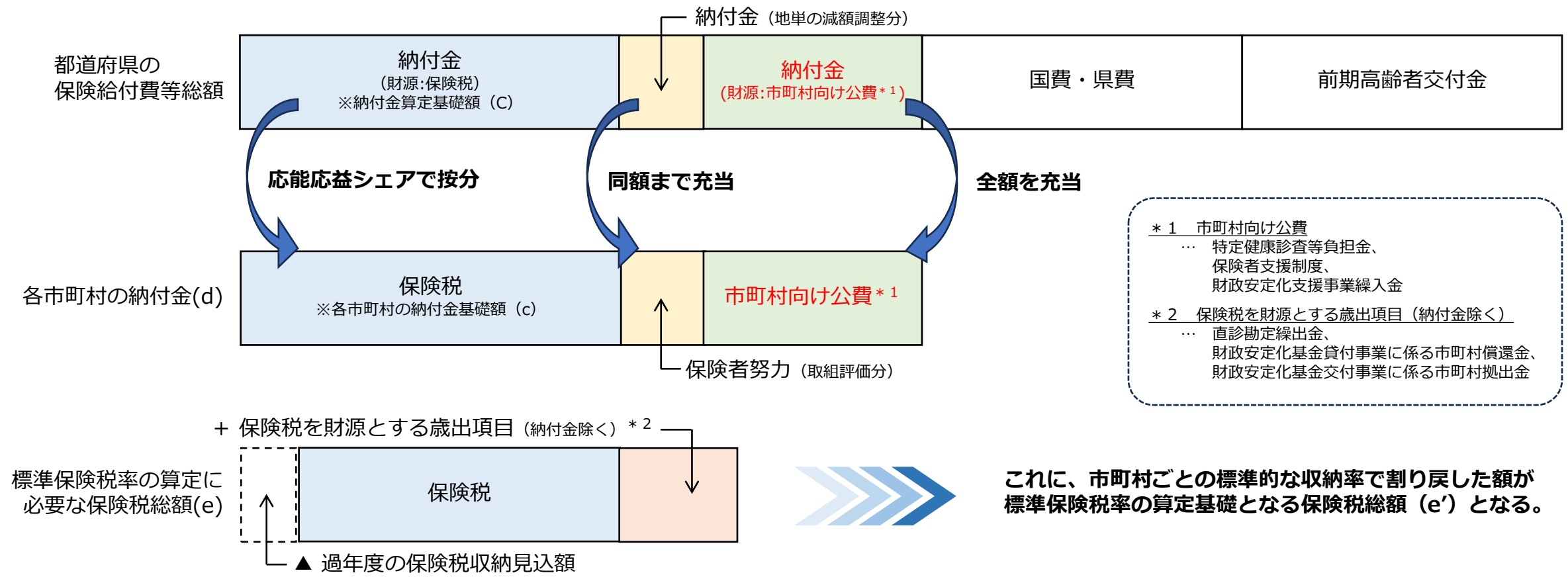
- ◆ n年度において、n+1年度に公費がいくら交付されるかを精緻に見込むことが現実的に不可能である点で、その乖離は市町村に帰責性はないと言える。
- ◆ いずれの市町村向け公費も、n+1年度の11月頃には概ね交付額が確定することから、n+1年度中に乖離額の確認及びそれを踏まえた対応が可能である。

#### 【被保険者数及び所得水準を「市町村の責めに帰さない事由」としない理由】

- ◆ n年度において、n+1年度の数値を精緻に見込むことが不可能である点は市町村向け公費と共通しているが、n+1年度中に実際の数値の把握が不可能であることから、n+1年度に納付金の財源不足が生じたとしても対処できない。
- ◆ 仮に、n+2年度以降に把握できる被保険者数及び所得水準の実際の数値を用いた対応方法を検討する場合、確定額ベースに基づく納付金等の再算定が想定されるが、以下の懸念が生じる。
  - ・ 納付金等算定に必要なあらゆる算定項目の確定額を把握した上での作業となるため、県、市町村ともに多大な事務負担が発生する。
  - ・ 再算定の結果、納付金の追加納付が必要となった市町村においては、その財源を確保することが困難。

## 4-2. 対応案（「市町村の責めに帰さない事由」の定義）

【参考】準統一以降における納付金及び標準保険税率の算定イメージ（概略図）



## 5-1. 対応案（市町村の責めに帰さない事由による納付金の財源不足への対応方法）

市町村の責めに帰さない事由による納付金の財源不足をなくすとともに、他の要因による財源不足が生じる可能性も極力なくするため、**国保事業費納付金（以下、「納付金」という。）**について、**事業年度中に補正する仕組みを導入する。**

※ 万が一、令和9年度以降において市町村標準保険税率どおりに税率を設定しない市町村があった場合、当該市町村については、納付金等算定時に市町村向け公費について、以下「各市町村の納付金(d)の算定方法」に記載のとおり見込んでいることが前提であるが、市町村向け公費（緑部分）に限り補正を行う。（保険税収入（青部分）に係る補正は行わない。）

### (1) 納付金の補正額の算定方法

#### ◆ 各市町村の納付金(d)の算定方法

納付金等の算定年度 = n年度とする。

各市町村の納付金基礎額 (c)	地単の減額調整分	市町村向け公費		
		①特定健康診査等 負担金分	②保険者支援 制度分	③財政安定化 支援事業繰入金分
納付金算定基礎額 (C)を市町村ごとの応能応益シェアで按分することにより算出。  ※ 納付金等算定時点においては、軽減及び減免は加味しない。 ※ 過年度の保険税収納見込額については、標準保険税率の算定に必要な保険税総額 (e) の算出過程において減算する。	月報データを基に納付金等算定システムにより算出。  ※ 同額分、保険者努力（取組評価分）を充当する。	①…各市町村においてn+1年度の交付額を見込む。 ②…n-1年度の決算額で見込む。 ③…n-1年度の繰入基準額で見込む。		

#### 各市町村における納付金の財源

<b>保険税</b> <small>* 未就学児軽減分及び産前産後軽減分を含む。</small> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>現年度分</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     税込                      基盤安定事業 (軽減分)等*                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     県繰入金 (減免分)                 </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>滞納繰越分</b>                      税込                 </div> </div>	保険者努力（取組評価分）	特定健康診査等 負担金	保険者支援制度	財政安定化支援 事業繰入金
--	--------------	----------------	---------	------------------

## 5-2. 対応案（市町村の責めに帰さない事由による納付金の財源不足への対応方法）

納付金等の算定年度 = n年度とする。

### ◆ 補正額の算定方法（算定作業はn+1年度の12月に実施することを想定。）

保険税	地単の減額調整分	特定健康診査等負担金*5	保険者支援制度	財政安定化支援事業繰入金
«現年度分» 以下の合算額とする。 ・ n+1年11月末時点*1における、現年度分の調定額に標準的な 収納率を乗じた額*2。 ・ 基盤安定事業（軽減分）等*3の交付額*4。 ※ <b>補正額の算定において、減免相当額は加味しない。</b> ➤ <b>趣旨等については次ページ参照。</b>  «滞納繰越分» n+1年11月末時点における、滞納繰越分の収入見込額。	補正対象外 （n+1年度中に実績額の見込み をたてることが不可能であるた め。）	«現年度分» n+1年度の交付額とする。  «前年度精算分*6» 追加交付があった場合、納 付金に加算する。 （R9年度以降相当分に限る。）	n+1年度の交付 額とする。	n+1年度の繰入 基準額とする。

- \* 1 各市町村における運用次第で、月末時点の調定額の算出が困難である場合は、近似した時点（12月1日など）による算出も可とする。
- \* 2 標準保険税率の算定に必要な保険税総額（e）に算出過程において、納付金を除く保険税を財源とする歳出項目（直診勘定繰出金、財政安定化基金貸付事業に係る市町村償還金及び同基金交付事業に係る市町村拠出金）の加算がある市町村におかれては、当該金額を控除する。
- \* 3 未就学児軽減分及び産前産後軽減分を含む。
- \* 4 基盤安定事業（軽減分）等は当初交付申請額により算定する。しかし、その後の変更申請等により金額に変動が生じた際には、まずは速やかに補正額に反映できるよう努める。それでも尚、反映が間に合わない場合、その変動が増額であれば当該増額分を翌年度に繰り越し、翌年度の納付金の補正において加算する（**当該加算額は、n+2年度に繰越金を財源として納付金として納付する。**）。その変動が減額であれば、補正後の納付金額の範囲内で執行可能であるため支障は生じない。（歳出予算の不用が生じる。）
- \* 5 特定健康診査等負担金は交付申請額により算定する。しかし、その後の交付決定までの間に金額に変動が生じた際には、まずは速やかに補正額に反映できるよう努める。それでも尚、反映が間に合わない場合、その変動が増額であれば当該増額分を翌年度に繰り越し、翌年度の納付金の補正において加算する（**当該加算額は、n+2年度に繰越金を財源として納付金として納付する。**）。その変動が減額であれば、補正後の納付金額の範囲内で執行可能であるため支障は生じない。（歳出予算の不用が生じる。）
- \* 6 令和9年度以降相当分の精算によって返還が生じる場合は、市町村は県に対する返還を要しない。（市町村に対して交付される特定健康診査等負担金は、令和9年度以降、その全額を県に納付金として納付することから、市町村に返還財源が残らないため。国等への返還は、全て県の財源により行う。）

**n年度に算定した納付金の額と、n+1年度に以上の方法により算定した納付金の差額について、n+1年度中に納付金の額に加減算する。**

※ 納付金の補正を行っても財源不足のリスクを完全には排斥できないため、引き続き財政安定化基金に係る貸付・交付申請の意向調査は慎重に対応すること。

## 5-3. 対応案（市町村の責めに帰さない事由による納付金の財源不足への対応方法）

納付金等の算定年度 = n年度とする。

### ◆ 補正額の算定等における保険税減免額の取扱いについて

#### 準統一以降における保険税減免の考え方

県内統一の基準を定め、本基準に沿って減免を実施する。減免の財源としては、**全額を特別交付金（県繰入金）の交付対象とする。**

しかし、先述の納付金の補正について検討するに当たって、以下の懸案が生じた。

#### 懸案

- ① **納付金の補正額の算定期期（n+1年度の12月を想定）においては、n+1年度の減免額が確定しない。**  
また、**財源である特別交付金（県繰入金）**についても、減免額と同額を交付する運用としていた以上、同様に**補正額の算定期期においては確定しない。**  
※ 保険税の軽減の場合、減免と同様にn+1年度の軽減額は補正額の算定期期には確定しないが、その財源である基盤安定事業等の交付額は、補正額の算定期期には概ね確定するため、補正額の算定においては基盤安定事業等の金額を使用することとしている。
- ② 納付金算定では保険税の減免は考慮されないことから、納付金を不足なく納付するためには、減免相当額について他の財源により補填する必要がある。準統一以降において、以上の補填財源は特別交付金（県繰入金）とすることを想定していたが、**減免相当額として交付した額と同額を納付金の財源として納付する点で、非効率な運用**である。 ※ 特定健康診査等負担金や基盤安定事業等も同様の運用となるが、これらは法令に基づき、一度市町村に交付する必要がある。

「そもそも納付金を徴収しなければ良いのでは？」

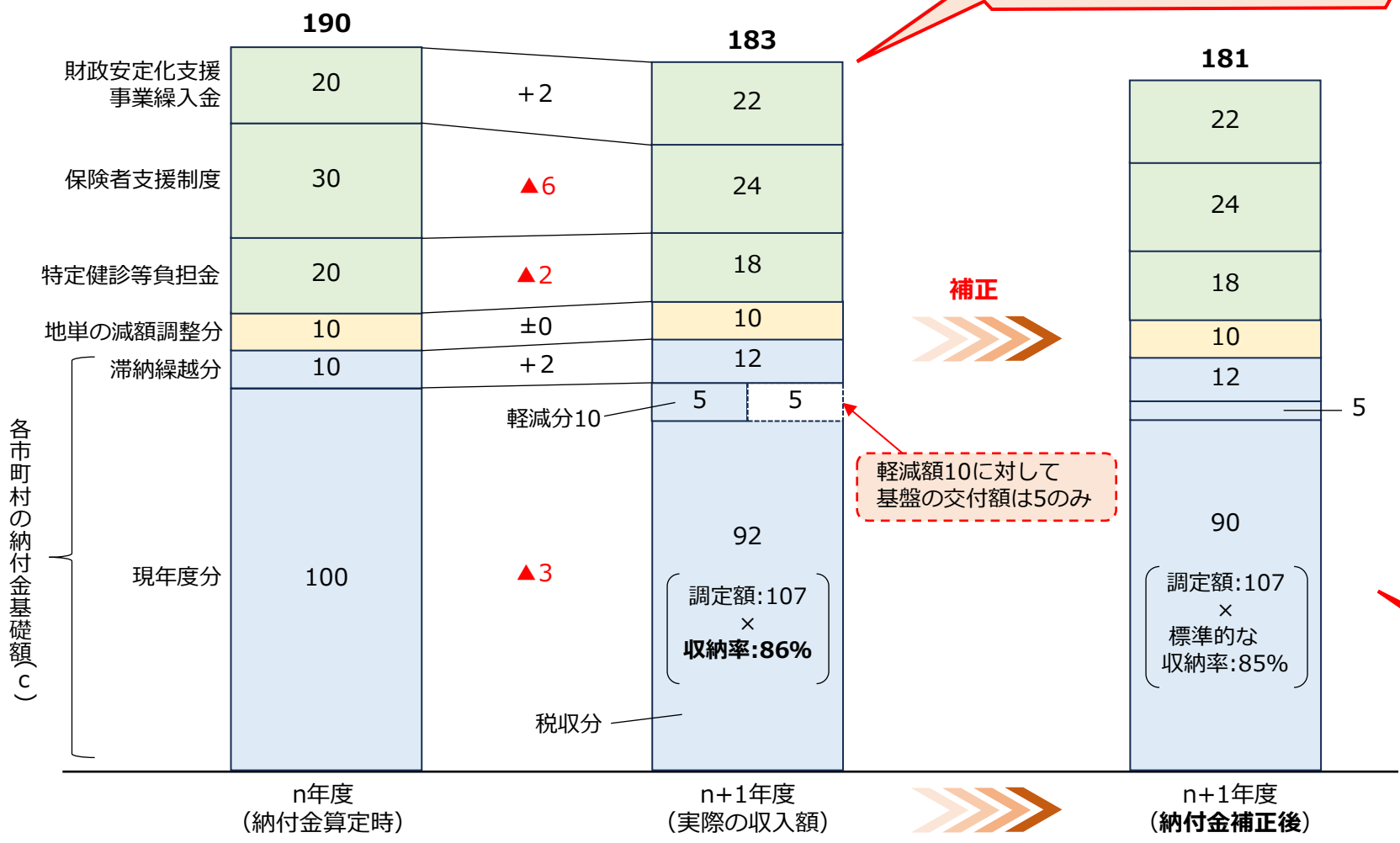
以上の懸案を解消するため…

#### 対応方針

- ・ 納付金の補正額の算定において、**保険税で賄うべき額については減免相当額を加味しないこととする。**
  - ・ また、納付金の補正によって、各市町村は減免相当額を納付金の財源とする必要がなくなるため、**特別交付金（県繰入金）によって保険税の減免相当額を全額交付する措置は廃止する。**
- ※ 各市町村において、県内統一基準に沿った減免が行われているかの確認は別途行う予定。

## 5-4. 対応案 (市町村の責めに帰さない事由による納付金の財源不足への対応方法)

【参考】イメージ図



項目	算定時 (n年度)	補正時 (n+1年度)
各市町村の納付金基礎額(c)	110	-
現年度分	100	117
調定額	-	107
軽減額	-	10
滞納繰越分	10	12
基盤安定事業(軽減分)等	-	5
地単の減額調整分	10	10
特定健康診査等負担金	20	18
保険者支援制度	30	24
財政安定化支援事業繰入金	20	22

- ※ 標準的な収納率は**85%**とする。
- ※ 現年度分調定額の算定過程は以下のとおり。
  - ① [(c)のうち現年度分で徴収する額:100 ÷ 標準的な収納率:85%] ≒117
  - ② 117 - 軽減額:10 = **107**
- ※ 便宜上、保険税の減免はないものと仮定する。

公費の不足をはじめとする帰責性のない事由による財源不足が生じにくい額に補正

## 5-5. 対応案（市町村の責めに帰さない事由による納付金の財源不足への対応方法）

納付金等の算定年度 = n年度とする。

### (2) 納付金の補正額の反映方法

各種市町村向け公費の確定時期を勘案し、補正額はn+1年度の12月に算定し、その結果を12月末～1月初旬に示すことを想定している。その後、同年度中に補正額の反映を行うが、反映する金額に応じて以下の問題が生じる。

#### 納付金の加算が必要となる場合

- 市町村においては、歳出予算である納付金の増額補正が必要となる。  
当該増額補正については、各市町村における2月もしくは3月定例会に上程することが想定されるが、本議会での議決を経た後であっても反映可能な納期の設定が必要。

#### 納付金の減算が必要となる場合

- 原則として、未納の納期の納付金から減算することを想定しているが、現行の納付スケジュールの最終期である第9期の納付期限は2月中旬であり、補正額を反映する時間の猶予がない。

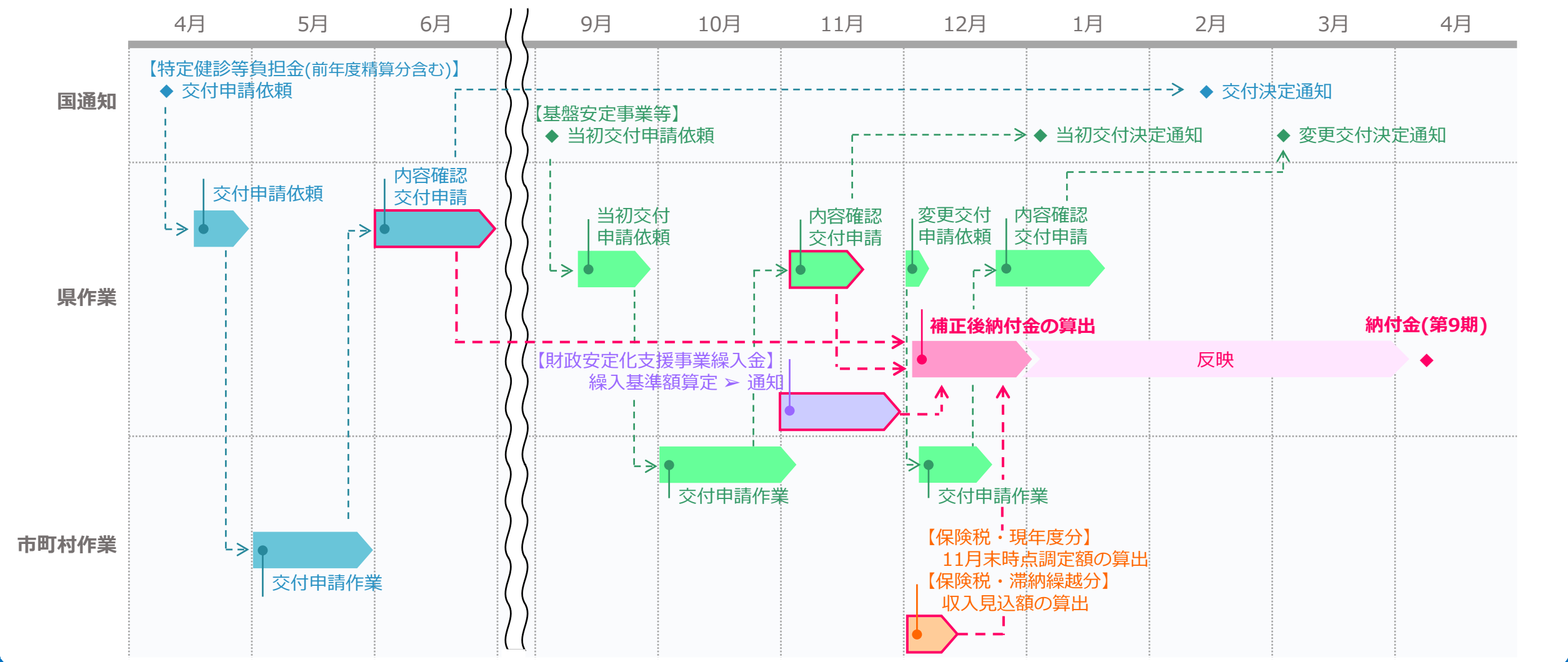
**令和9年度より納付金の納付スケジュールを変更の上、原則として第9期において補正額の加減算を行う。**

(納付金の減算が必要な場合であって、かつ、既定の納付金額では減額しきれない場合は、第9期の納付額が0円となるまで減額した上で、残額は第8期以前の納付済み額の一部を戻すことにより調整する。)

		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
現 行	納 付 日	4月17日	7月10日	8月10日	9月10日	10月10日	11月10日	12月10日	1月10日	2月10日
	納 付 規 模	15%	10%	10%	10%	11%	11%	11%	11%	11%
変 更 後	納 付 日	4月25日	7月10日	8月10日	9月10日	10月10日	11月10日	12月10日	1月10日	4月10日
	納 付 規 模	15%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	15%

## 5-6. 対応案 (市町村の責めに帰さない事由による納付金の財源不足への対応方法)

### 【参考】国保事業費納付金の補正スケジュール



## 5-7. 対応案（市町村の責めに帰さない事由による納付金の財源不足への対応方法）

納付金等の算定年度 = n年度とする。

### 【参考】令和4年度第3回財政運営WGにおいて議論した対応方針について

令和4年度第3回財政運営WGにおいて、準統一以降における保険者支援制度及び財政安定化支援事業繰入金の取扱いについて、以下のとおり対応方針を定めていた。（詳細は、別添「参考資料1」（当時の会議資料）のとおり。）

#### ＜概要＞

- ◆ n+1年度納付金等の算定において使用する見込額は下表(a)のとおりとする。
- ◆ n+1年度納付金等の算定において使用した見込額(a)と、n+1年度において判明する下表(b)の差額は、n+1年度の特別交付金（県繰入金）に加減算することにより精算する。（実際の金額が不足すれば特別交付金を加算し、反対に超過すれば特別交付金を減算する。）

歳入名	納付金等算定時に使用する見込額(a)	精算対象額(b)
保険者支援制度	n-1年度の決算額	n+1年度の交付決定額に基づく繰入額
財政安定化支援事業繰入金	n-1年度の繰入基準額	n+1年度の繰入基準額

しかし、令和6年度以降の議論において、準統一以降の特別交付金（県繰入金）は、対象を以下の5項目に限定し、これ以外の全額を県1号繰入金に振り替えることで、保険税の抑制に活用することとした。

- 〔 ①保健事業区分「イ」に要した費用、②保健事業区分「ウ」のうち人間ドック等への助成に係る費用の一部、  
③評価指標に基づく交付額、④指定した事業に対する実費交付額、⑤減免（一部負担金）に要した費用 〕

直近の特別交付金（県繰入金）の対応方針（規模の縮小）を踏まえ、令和4年度第3回財政運営WGにおける対応方針の実現可能性を検証した結果…

規模を縮小した特別交付金（県繰入金）では、(b) > (a)となった場合における差額分の減算をしきれない蓋然性が高いことが判明。

※ 検証方法及び結果の詳細は、別添「参考資料2」のとおり。

➤ 先述のとおり、保険者支援制度及び財政安定化支援事業繰入金の(a)と(b)の差額は、納付金によって調整する。

## 6. 対応案（第3期国保運営方針の中間見直しへの反映方法）

### 現行の記載

≪記載箇所 p.31≫

【大項目】 4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法 > 【中項目】 (2) 準統一（令和9年度～） > 【小項目】 ⑤ その他

≪記載内容≫

- 財政安定化基金（本体基金）
  - ・ 市町村の償還分については、貸付を受けた市町村が全額償還することとします。
  - ・ 市町村の拠出分については、県単位での算定とし、全市町村で納付金算定と同様の方法により按分することとします。
  - ・ **標準保険税率とおりの税率で賦課し、標準的な収納率を達成したにも関わらず収納不足が生じた（市町村の責めに帰さない）場合などの対応は、改めて検討することとします。**

ここまで説明した検討内容を中間見直しにおいてどのように反映させるか

### 論点①：記載箇所

ここまでの検討内容を鑑みると、財政安定化基金（本体基金）に紐づいた説明とすることは適切ではないため、中間見直しにおいてどの箇所に記載するか検討する必要がある。

- ◆ 準統一以降に導入する仕組みであるため、中項目までは現行と同様で良いと考える。
  - ◆ 小項目は以下5つの項目がある。
    - ①準統一の考え方、②保険税の賦課に係る項目の取扱い、
    - ③市町村が実施する事業に係る項目の取扱い、
    - ④市町村向けの公費に係る項目の取扱い、⑤その他
- 今回の検討内容は複合的なものであり、一概に①～④に区分することはできないことから、現行同様、**⑤に記載する。**

### 論点②：記載内容

⑤に検討内容の概要として以下のとおり追記する。

- **市町村に帰責性がない事由による納付金の財源不足\*への対応**
    - ・ 準統一後、県単位で算定することとする市町村向けの公費は、納付金算定において各市町村の納付金額に見込額を加算します。  
しかし、実際の交付額が納付金算定における見込額を下回った場合、当該市町村は財源不足が生じてしまいますので、納付金を納付する年度において実際の交付額に合わせて納付金額の補正を行うこととします。
    - ・ さらに、納付金のうち保険税を財源とする金額についても、納付金を納付する年度において、調定額などの実態に即した金額への補正を行うこととします。
- \* 市町村向けの公費について、納付金等算定時の見込額と実際の金額に乖離が生じたことによる納付金の財源不足